

海外アンテナショップの支援機能強化による販路拡大推進事業委託業務
企画提案指示書

1 委託する業務名

海外アンテナショップの支援機能強化による販路拡大推進事業委託業務

2 業務の目的

これまで取り組んできた道産食品のシンガポール及びタイ（以下、「各国」という。）への輸出拡大をさらに加速させるため、輸出に取り組む道内食品製造事業者、農畜水産物の生産者及び卸売業者など（以下、「道内食関連事業者」という。）を支援する企画提案を民間から公募し、優れた提案をした者にその事業の実施を委託する。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとし、各国に所在する北海道どさんこプラザ※（以下、「海外どさんこプラザ」という。）との連携により、効果的な事業の実施を図るものとする。業務の遂行に当たっては、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、北海道経済部食産業振興課（以下、「食産業振興課」という。）及び海外どさんこプラザ運営者と協議の上実施すること。

委託業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。

※ 海外どさんこプラザ一覧

店舗名	場所
北海道どさんこプラザシンガポール店	ミレニアウオークショッピングセンター
北海道どさんこプラザシンガポール2号店	グレートワールドシティ
北海道どさんこプラザバンコク店	サイアム高島屋

(1) テスト販売の実施

各国で販売開始後1年以内の食産業振興課が認めた道産食品（道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができる食品をいう。）について、海外どさんこプラザにおいて期間を定めてテスト販売を行い、期間終了後に商品の好不調の要因、改善が望ましい事項等を道に報告する。

※ 海外どさんこプラザにおけるテスト販売制度の紹介

シンガポール：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai_sin.htm

バンコク：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai_bangkok.htm

その他、具体的な実施方法や手続きは、北海道どさんこプラザテスト販売実施要領（以下、「テスト販売実施要領」という。）によるものとする。テスト販売実施要領については、参加表明書の提出期限まで食産業振興課にて配布する。

(2) 卸・あっせん先の開拓

ア サポーターの配置

各国にサポーターを各1名配置し、業務が適正かつ効率的に処理されるようにマネジメントする。

イ サポーターに求める条件

- ・シンガポール又はタイに在住していること。
- ・各国の業務用食品の状況（飲食店及びホテル関係など）に精通していること。

ウ サポーターの業務

- ・現地バイヤー等への業務用食品の売り込みや問合せ対応
- ・道内食関連事業者の商談支援（（3）で実施する商談会のフォローアップを含む）
- ・現地ビジネス情報の収集（市場ニーズ、規制等）と提供
- ・現地バイヤー等への輸入事務に関する支援
- ・活動報告

(3) 商談会の実施

各国において、現地バイヤー等を対象に、道内食関連事業者が自ら道産食品を紹介する商談会を各国1回以上開催する。道内食関連事業者の募集及び選定については食産業振興課と協議の上決定する。

原則、道内食関連事業者の現地渡航を前提としたオフライン（リアル）での実施とするが、道内食関連事業者が道内から現地渡航が困難な場合も想定し、オンライン又はその他の実施方法（以下、「商談会代替案」という。）と、商談会代替案に切り替える判断時期もあわせて提案すること。

(4) フェア（物販）の実施

ア 海外どさんこプラザにおいて、一般消費者を対象に、道内食関連事業者の参加のもと、道産食品のオフライン（リアル）でのフェア（物販）を各国1回以上実施する。道内食関連事業者の募集及び選定については食産業振興課と協議の上決定する。

原則、生産者等の現地渡航を前提とするが、道内食関連事業者が道内から現地渡航が困難な場合も想定した実施方法もあわせて提案すること。

イ 上記（ア）の実施にあたっては、オンラインも活用すること。

(5) 店舗オペレーション指導の実施

海外どさんこプラザ店舗スタッフに対して、商品構成や商品レイアウト、接客サービス等のノウハウを指導する研修を実施する。

(6) 進捗状況等の報告

定期的に（月1回）事業の進捗状況等について報告する。

(7) 報告書の作成

上記（1）から（5）の実施結果について、以下の項目を含む報告書を作成する。

- ・テスト販売の実施結果
- ・卸・あっせん先の開拓の活動結果（成約額・成約内容を含む）
- ・商談会の実施結果（商談成約件数・金額、商談会全体の概況分析、生産者等アンケート結果、バイヤー等アンケート結果を含む）
- ・フェアの実施結果（売上実績、売上分析、生産者等アンケート結果、消費者アンケート結果を含む）
- ・店舗オペレーション指導の実施結果

4 委託期間

契約締結日の日から令和5年（2023年）3月10日（金）までとする。

5 積算上限額

委託料 54,337千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

本業務は、国の令和4年度（2022年度）の地方創生推進交付金事業の採択決定前、かつ、令和4年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、国の採択の可否や議決結果によっては、委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

- ・業務実施に必要なかつ十分な体制となっているか

- ・業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。
 - ・各国の食需要や輸出業務等に関して、十分な知見や実績を有しているか。
- (2) 企画提案内容
- ・テスト販売は、海外どさんこプラザと連携した効果的な内容となっているか
 - ・卸・あっせん先の開拓は、サポーターにふさわしい人材を選任しており、活動内容を把握するためのマネジメント項目の設定・考え方は適切であるか。
 - ・商談会は、効果的かつ実行可能性が高い内容になっているか。
 - ・フェアは、海外どさんこプラザと連携した効果的かつ実行可能性が高い内容となっているか。
 - ・海外どさんこプラザ店舗スタッフに対して、効果的なオペレーション指導を行うことができるか。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策が適切であるか。
 - ・報告書の項目の設定・考え方が適切であるか。
- (3) 道施策との適合性
- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
（認定グレードに応じて加点）
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。（一定以上の認証ポイントを取得している場合に加点）

7 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
- ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。
- (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、こ

のプロポーザルに参加する者でないこと。

- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。
 - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書及び添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 令和4年（2022年）3月4日（金） 17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
持参の場合、受付時間は土日を除く平日の9時から17時までとする。

9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書及び付属資料
（道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出してください。）
- (2) 様式 企画提案書は、別添様式による。付属資料はA4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書及び付属資料とも12部
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの11部は提案者名を記載しないもの。
企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和4年（2022年）3月16日（水） 17時（必着）
- (5) 提出場所 10の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
持参の場合、受付時間は土日を除く平日の9時から17時までとする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）

北海道経済部食産業振興課マーケティング係（担当：福士）

電話 011-231-4111（内線26-817）

011-204-5766（直通）

ファクシミリ 011-232-8860